

食品安全委員会（第686回会合）議事次第

1. 日時及び場所

平成30年2月27日（火） 14:00～
大会議室

2. 出席委員（7名）

佐藤	洋	（委員長）
山添	康	（委員長代理）
吉田	緑	
山本	茂貴	
石井	克枝	
堀口	逸子	
村田	容常	

3. 議事

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
 - ・ 添加物 1案件
「食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正に関する事項について」
（厚生労働省からの説明）
 - ・ かび毒 1案件
デオキシニバレノール
（厚生労働省からの説明）
- (2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
 - ・ 「G00X-1株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・ 「JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
 - ・ 「Bacillus licheniformis JPBL001株が生産するアルカリ性プロテアーゼを原体とする飼料添加物」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・ 農薬「アクリナトリン」に係る食品健康影響評価について

- ・ 遺伝子組換え食品等「Escherichia coli K-12 DM235.0株を利用して生産されたL-トレオニン」に係る食品健康影響評価について
- (5) 平成29年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果（案）及び平成30年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題（案）について
 - (6) 平成30年度食品安全確保総合調査課題（案）について
 - (7) その他

4. 配布資料

- (1-1) 食品健康影響評価について
- (1-2) 食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)の改正に係る食品健康影響評価の依頼について(概要)
- (1-3) 食品中のデオキシニバレノールの規格基準の設定の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- (2-1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<G00X-1株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ>
- (2-2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ>
- (3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<Bacillus licheniformis JPBL001株が生産するアルカリ性プロテアーゼを原体とする飼料添加物>
- (4-1) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<アクリナトリン>
- (4-2) 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<Escherichia coli K-12 DM235.0株を利用して生産されたL-トレオニン>
- (5-1) 平成29年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果(案)について
- (5-2) 平成30年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題(案)について
- (6) 平成30年度食品安全確保総合調査課題(案)について